令和８年度川西市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和８年４月

１　趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条第１項の規定に基づき、本市が、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための基本的事項を定めるものである。

２　用語の意義

この方針において使用する用語の意義は、障害者優先調達推進法の例による。

３　調達を推進する物品等

この方針において調達を推進する物品等は、障害者優先調達推進法第２条第４項に規定する施設等から市が調達することのできる物品及び役務とする。

４　調達目標

令和８年度における調達目標は、令和７年度に比して、調達する施設等の拡大及び物品等の多様化を図ることを目標とする。

５　調達の推進方法

（１）予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達することを検討する。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。

（３）障害者就労施設等が提供する物品等の情報収集に努め、調達に当たっては、障害者就労施設等の物品等の提供能力を勘案し、納期、納入条件等について適切な配慮を行う。

６　調達実績の公表

障害者就労施設等からの物品等の調達の実績は、毎会計年度終了後、その概要を取りまとめ、市ホームページ等で公表するものとする。

【参考】

1　この方針による調達の対象となる障害者就労施設等

（1）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に基づく施設

ア　生活介護を行う施設

イ　就労移行支援を行う施設

ウ　就労継続支援を行う施設

エ　障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）

オ地域活動支援センター

（2）　障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

（3）　障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア　障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ　重度障害者多数雇用事業所（(ア)～(ウ)の全てを満たすもの）

（ア）障害者の雇用者数が５人以上

（イ）障害者の割合が従業員の２０％以上

（ウ）雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が３０％以上

（4）　障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

2　令和７年度調達実績

物品	４，０００円
役務	６４５，９１４円
合計	６４９，９１４円

3　令和６年度調達実績

物品	４，０００円
役務	１，０９６，７７７円
合計	１，１００，７７７円